

習志野市

(1)習志野市立高等学校通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市立高等学校(以下「市立高校」という。)の通学区域について必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立高校の通学区域は、次のとおりとする。

- (1) 普通科の通学区域は、習志野市、八千代市、船橋市、浦安市、市川市、松戸市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市及び印旛郡内全町とする。
- (2) 商業科の通学区域は、県内全域とする。

(入学の志願)

第3条 市立高校に入学(転入学及び編入学を含む。以下同じ。)を志願しようとする者は、本人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条の保護者をいう。ただし、入学を志願しようとする者が成年に達している場合は、同条の保護者に準ずる者とする。)が前条に規定する通学区域に居住する場合に入学の志願をすることができる。。

(志願の特例)

第4条 前条に規定する以外の者で、やむを得ない事情のある者は、教育長の承認を受けて入学を志願することができる。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日以後に入学する者から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 習志野市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、習志野市立高等学校通学区域に関する規則(平成12年教育委員会規則第16号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、入学志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 教育長は、規則第4条に規定する承認の権限を習志野市立高等学校(以下「市立高校」という。)の校長に委任する。

(承認に係る手続)

第3条 前条に規定する市立高校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次に掲げる書類を入学願書に添えて市立高校の校長に提出しなければならない。

- (1) やむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書
- (2) 入学後、通学区域内から通学させる旨を証する保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1

6条の保護者をいう。ただし、入学を志願しようとする者が成年に達している場合は、同条の保護者に準ずる者とする。)の誓約書

(3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類

(4) その他市立高校の校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 市立高校の校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けた者であることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。